

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都台東区上野五丁目2番1号

申請者名 日本原子力発電株式会社

代表者氏名 取締役社長 村松 衛

東海発電所 廃止措置計画変更届出書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第5項の規定に基づき、下記のとおり東海発電所の廃止措置計画変更を届け出ます。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 日本原子力発電株式会社
住 所 東京都台東区上野五丁目2番1号
代表者の氏名 取締役社長 村松 衛
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 東海発電所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1
- 三 廃止措置の対象となる原子炉の名称
名 称 東海発電所原子炉

四 変更に係る事項

平成 18 年 6 月 30 日付け平成 18・03・10 原第 4 号をもって認可を受け、別紙 1 のとおり変更認可（届出を含む。）を受けた東海発電所廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を令和 5 年 12 月 14 日付けで別紙 2 のとおり変更した。

十一 廃止措置の工程

五 変更の理由

廃止措置の工程について、原子炉領域解体撤去の開始時期を 2024 年度としているが、当該工事に伴い発生する放射性廃棄物を収納する容器の仕様等の決定に時間を要することから、原子炉領域解体撤去の開始時期を 2029 年度に、廃止措置の終了時期を 2035 年度に変更したため。

別紙 1

東海発電所廃止措置計画変更認可（届出を含む。）の経緯

	認可（届出）年月日	認可番号
1	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・03・10 原第 4 号
2	平成 22 年 7 月 30 日（届出）	—
3	平成 25 年 3 月 8 日	原管廃収第 130131007 号
4	平成 25 年 12 月 19 日（届出）	—
5	平成 27 年 7 月 8 日（届出）	—
6	平成 29 年 9 月 21 日（届出）	—
7	平成 31 年 2 月 28 日（届出）	—
8	平成 31 年 3 月 14 日（届出）	—
9	令和 2 年 3 月 26 日	原規規発第 2003263 号
10	令和 3 年 3 月 31 日	原規規発第 2103313 号

別紙 2

変 更 の 内 容

十一 廃止措置の工程

廃止措置の工程の記述の一部を，東海発電所廃止措置計画変更認可申請書
変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

東海発電所廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>東海発電所の廃止措置は、平成 17 年法律第 44 号（平成 17 年 5 月 20 日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正により、この廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、<u>2030</u>年度までに終了する。廃止措置工程を表 11-1 に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、表 11-1 の工程表の終了時期以外の時間軸については、図 9-1 に記載した工事の順序を遵守して、2～3 年の幅で管理しつつ工事を実施していく。</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>東海発電所の廃止措置は、平成 17 年法律第 44 号（平成 17 年 5 月 20 日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正により、この廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、<u>2035</u>年度までに終了する。廃止措置工程を表 11-1 に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、表 11-1 の工程表の終了時期以外の時間軸については、図 9-1 に記載した工事の順序を遵守して、2～3 年の幅で管理しつつ工事を実施していく。</p>	<p>原子炉領域解体撤去期間開始時期の変更によるもの</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

備考	<p>原子炉領域 解体撤去期 間開始時期 の変更</p>
変更前	<p>表11-1 廃止措置工程</p>
変更後	<p>表11-1 廃止措置工程</p>

注) 点線枠内の赤色は、変更箇所を示すものである。点線枠及び赤色は、変更内容に含まない。